

石川県ミニバスケットボール連盟規約

第1章 名称

第1条 本連盟は、石川県ミニバスケットボール連盟（IMBA）と称する。

第2条 本連盟は、事務局を「理事会の指定する所」におく。

第2章 組織

第3条 本連盟は、石川県バスケットボール協会加盟のミニバスケットボールチームをもって組織する。

第4条 ミニバスケットボールチームは、年齢が一二歳以下のプレイヤー（小学生を対象とする）をもって、男女別々に組織する。

第3章 目的

第5条 本連盟は、石川県におけるミニバスケットボールの健全な普及発展を図るとともに、技術の向上と、指導者、審判の資質の向上を図ることを目的とする。

第4章 事業

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 交歓ゲーム、競技大会の開催
2. ミニバスケットボールに関する技術の調査、研究
3. ミニバスケットボールに関する講習会と指導者の養成
4. ミニバスケットボールの規則、審判に関する調査、研究
5. ミニバスケットボールの施設や用具に関する調査、研究
6. その他、本連盟の目的達成のための事業

第5章 役員

- 第7条 本連盟に次の役員をおく。
- | | |
|------|-----|
| 会長 | 一名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理事長 | 一名 |
| 副理事長 | 若干名 |
| 常任理事 | 若干名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 若干名 |
- 第8条 会長、副会長は理事会の推薦によって就任する。会長は本連盟を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第9条 理事は、加盟チームならびにそのチームに所属する郡市バスケットボール協会、または、本連盟の推薦を受けて選出された者、および、理事会において推薦された者で、会長がこれを委嘱する。理事は、理事会を構成し、第3章の目的を達成するための事業を決定、または、承認する。
- 第10条 理事長、副理事長は理事会において選出し、会長が委嘱する。理事長は本連盟のすべての業務を統括し、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第11条 常任理事は、理事会が選出し、会長が委嘱する。常任理事は、常任理事会を構成し、理事会の決定または承認した事業を遂行するとともに、第3章の目的を達成するための、事業を企画、運営し、併せて理事会に提出する原案を作成する。
- 第12条 監事は、理事会において推薦し、本連盟の会計を監査する。
- 第13条 役員任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。役員に欠員が生じたときは、その補充をする。補充された役員任期は前任者の在任期間とする。

第6章 会議

- 第14条 次の事項は、理事会において決定または承認する。
1. 予算、決算
 2. 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、監事の推薦
 3. 行事予定
 4. その他重要事項

第 15 条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とし、定例理事会は毎年一回、会長が招集する。

第 16 条 理事会は、理事の三分の二以上出席すれば成立する。その場合、委任状を提出すれば出席とみなす。決議は多数決によるものとし、賛否同数のときは、議長がきめる。規約を改正するには、理事の過半数の賛成を必要とする。

第 17 条 理事会で決定しなければならない事項についても、必要に応じて常任理事会で決裁することが出来る。但し、理事会で事後承認を得なければならない。

第 18 条 次の事項は、常任理事会において企画し、運営する。

1. 事業計画
2. 予算と決算
3. 行事予定
4. その他重要事項

第 19 条 常任理事会は、理事長が招集し、かつ、会の議長となる。

第 20 条 常任理事会の議決は多数決によるものとし、賛否同数のときは議長が決定する。

第 7 章 登録

第 21 条 本連盟に加盟しようとするチームは、毎年度ごとに本連盟に登録しなければならない。

第 22 条 年度の途中において追加登録を行う場合は、理事長の承認を受けて本連盟に登録しなければならない。

第 23 条 本連盟は、県内を能登地区、加賀地区の二つの地区に区分する。

第 24 条 本連盟に加盟、登録していない者は、本連盟の主催する行事に参加することができない。

第 25 条 年度は毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第8章 賞罰

第26条 本連盟の規約および附則、または、通達事項に反する行為のあった者は常任理事会の議決により処分を行う。

第9章 会計

第27条 本連盟の経費は、加盟費、参加費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに当たる。

第28条 本連盟の加盟チームは、理事会で決定した加盟費を納入しなければならない。一旦、納入した費用は、理由のいかんにかかわらず一切返却しない。

第29条 本連盟の予算と決算とは、会計年度ごとに担当理事が作成する。

第30条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第10章 補足

第31条 この規則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

第32条 規則の改正によって、第5章に定める役員が変更される場合は、新役員が決定されるまで、在職者が企画、運営にあたる。

附則

この規約は平成5年4月1日より施行する。

この規約は平成12年4月1日より施行する。